

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要領

この要領は、島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年8月9日島根県告示第719号。以下「要綱」という。）に基づき、ソフト産業等立地促進資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱金融機関）

第1条 要綱第2条の規定による指定金融機関は次のとおりとする。

- (1) 県内に営業店舗を有する金融機関
- (2) 前号以外の金融機関であって、取扱金融機関指定申請書（様式第1号）を知事に提出し、その指定を受けた金融機関
- (3) 島根県企業立地促進資金において指定金融機関となっている金融機関

2 ソフト産業等立地促進資金の融資の取扱いは、県内の金融機関の営業店舗で行うものとするが、知事が特に必要と認めた場合には県外の金融機関の営業店舗でも取扱うことができるものとする。

（資金措置）

第2条 ソフト産業等立地促進資金の運用に必要な資金の取扱金融機関への預託は、別紙預託契約書により行うものとする。

2 要綱第3条第3項に規定する知事の定める倍率は、設備資金及び運転資金とともに別に締結する契約で定めるものとする。

（投下固定資本）

第3条 設備資金の融資に係る投下固定資本の合計額は、操業開始までに立地に伴う施設及び設備の取得に要した経費の累計の額とする。

2 設備資金の融資に係る投下固定資本の取得費に対し、島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金及び島根県中小企業育成振興資金との協調融資は認めないものとする。

（融資対象事業費）

第4条 リース、割賦払い並びに延払による土地、家屋及び償却資産の取得費は、融資対象事業費に含めることはできないものとする。

2 融資対象施設等の取得に際し要した消費税、仲介料、登記費用等固定資産として台帳登載が可能な費用は、融資対象事業費に含めることができるものとする。

3 中古償却資産の取得は、原則として融資の対象としないが、その資産の取得が事業運営上特に必要と認められる場合に限り、融資の対象とするものとする。ただし、その場合の取得する資産の償却年数は、取得時における残存償却年数とする。

4 原則として、土地のみの取得は融資の対象としない。

5 止むを得ない事由により借入申込前に投下固定資本の取得をしようとする場合は、事前着手届（様式第2号）を取扱金融機関を経由して知事に提出していなければ、その取得を融資の対象としないものとする。

6 借受者は、融資実行日から2年以内に融資対象事業費の支払を完了しなければならない。

(融資条件)

- 第5条 融資限度は、1事業計画に対するものとする。
- 2 設備資金の償還期間は、取得しようとする融資対象施設等の償却年数のうち最も長いものと同一の年数以内とする。
- 3 債還金額は、千円単位とし端数については初回算入とする。
- 4 当該資金について信用保証協会が保証を付与する場合であっても、次の各号に定める保証の対象となる融資の場合には、責任共有制度の対象とならないものとする。
- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証
- (2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。）
- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第12条第1項に規定する災害関係保証
- (4) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する創業等関連保証及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第115条第1項に規定する創業関連保証（同項に規定する支援創業関連保証及び同法同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものも含む。）
- (5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
- (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- (9) 経営力強化保証制度要綱（20120918中庁第1号）に規定する経営力強化保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱（20140114中庁第2号）に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- 5 保証料率は、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものとする。
- (信用保証)

第6条 中小企業者 次に掲げる者であつて、資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていないものが、ソフト産業等立地促進資金の運転資金の融資を受ける場合は、原則として保証協会の保証を付すものとする。

イ 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業にあっては1億円、小売業及びサービス業にあっては5千万円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあっては100人、小売業にあっては50人）以下の会社及び個人（ロに掲げるものを除く。）

ロ 資本金の額又は出資の総額が中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する業種ごとに同項に規定する金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数以下の会社及び個人

2 大企業者 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業にあっては1億円、小売業及びサービス業になつては5千万円）を超えるか、かつ、常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあっては100人、小売業にあっては50人）を超える会社及び常時使用する従業員の数が300人を超える個人をいう。ただし、政令第1条第2項に規定する業種にあっては、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに同項に規定する金額を超え、かつ、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数を超える会社及び常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数を超える個人をいう。

（融資手続き）

第7条 申込者は、借入申込書（設備資金にあっては様式第3号、運転資金にあっては様式第4号）を作成し、取扱金融機関へ提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の借入申込書の提出があった場合において融資の決定をしたときには、借入申込書の写しを添えて融資実行協議書（様式第5号）により知事に協議しなければならない。

（融資実行）

第8条 借受者は、要綱第5条第1号に規定する融資限度額の範囲内で、3回を限度として段階的にソフト産業等立地促進資金の設備資金の融資を受けることができるものとする。

2 借受者は、取扱金融機関との間で繰上償還に関し別紙特約書（様式第6号）を締結しなければならない。

3 借受者は、投下固定資本の取得に要する経費の支払にあたっては、納品書、請求書及び領収書（金融機関での払込が確認できる書類をもって代えることも可）、要綱第12条第1項の完了検査があるまで整理保存しなければならない。

4 取扱金融機関は、融資を完了したときは、完了した日から10日以内に融資実行報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

5 取扱金融機関は、8月末及び2月末の融資状況について、翌月5日までに融資状況報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

（事業内容の変更等）

第9条 取扱金融機関は、要綱第9条の2第1項の規定により借受者から融資に係る事業内容の変更の申出があったとき及び融資条件を変更しようとするときは、融資変更協議書（様式第8号の2）により知事に協議しなければならない。

（繰上償還）

第10条 借受者が、止むを得ない事由によりソフト産業等立地促進資金の融資により取得した施設等を、売却又は他に譲渡しようとするときは、融資対象施設等処分承認申請書（様式第9号）を取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、要綱第10条第1項の規定に基づき借受者よりソフト産業等立地促進資金の返還があった場合は、返還のあった日から7日以内に繰上償還報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第11条 借受者は、融資対象事業費を含む投下固定資本の支払を完了したときは、完了した日から20日以内に関係証拠書類の写しを添えて事業完了報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 設備資金の段階的に融資を受けた場合は、その融資に係る事業費の支払が完了する毎に事業完了報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（経営状況等報告）

第12条 借受者は、創業後1年を経過した日の属する事業年度から融資期間が満了する事業年度までの間、各年度の決算時点の経営状況等を経営状況等報告書（様式第12号）に記載し、決算日から起算して60日以内に知事に提出しなければならない。

2 借受者は、商号又は名称の変更等の事業活動に係る変更事項が生じた場合には、その変更事項が生じた日から10日以内に変更事項届出書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（損失補償）

第13条 県が、要綱第13条の規定により保証協会に対して行う損失補償額は、次の各号に定める額の10分の9以内とする。

(1) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において部分保証方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済については、その代位弁済額から中小企業金融公庫からの保険給付額を控除した額

(2) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において負担金方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済については、その代位弁済額から中小企業金融公庫からの保険給付額を控除した額の5分の4に相当する額

2 その他必要な事項については別途契約を締結して定めるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、適宜、関係者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成3年8月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年10月3日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年7月28日より適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。